



障害を有する青年のトランジション保障と職業教育 のあり方（特集 権利としての職業教育）

渡部, 昭男

(Citation)

障害者問題研究, 25(2):109-123

(Issue Date)

1997-08

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90007703>



障害を有する青年のトランジション保障と職業教育のあり方

渡 部 昭 男
(鳥取大学教育学部)

要旨：訪問教育の高等部段階での試行実施も1997年度より開始されて、障害児の「高等部希望者全入」の時代が到来しつつある。つぎなる課題は、学校から社会への移行保障である。OECD/CERIは、トランジションを①自立と自律、②生産的活動、③社交関係・地域参加・レクリエーションと余暇活動、④家庭での役割履行という4領域で「大人になること」と同義に幅広くトータルにとらえ、14・15歳から20歳台半ばにおける持続的な成長・発達過程であるとみなしている。職業教育はトランジション保障の一環に位置づけられるべきであり、これまでに提起してきた青年期教育を創造する課題と重複する。とりわけ自己概念の深化など発達の視点を確立して、障害を有する青年自身が職業を含む自らの生き方を選びとるような進路指導と相補的になされることが肝要であろう。

キーワード：障害青年、トランジション、OECD/CERI、職業教育、進路指導

養護学校教育の義務化以降、障害児の後期中等教育保障は飛躍的に進展した。たとえば、義務化により就学した多数の学齢超過児が義務教育を修了した1983年3月の卒業生（就学時に小学部6年生に措置されたため）と最新統計の1996年3月の卒業生との進学率を比較してみると、盲学校中学部卒は91.1%→96.9%、聾学校中学部卒は98.3%→98.5%、養護学校中学部卒は52.2%→84.9%（13年間で年平均2.5ポイントの上昇）、中学校75条学級卒は42.7%→73.8%（同じく2.4ポイントの上昇）である。学校教育法で予定した75条学級が高等学校に未設置であるという義務教育から後期中等教育への制度的接続（アーティキュレーション）の問題は残されているが、高等部における訪問教育の「試行実施」も1997年度から開始され、障害児の「高等部希望者全入」の時代がついに到来しようとしている。

つぎなる課題は、学校から社会への移行（ト

ランジション）保障の問題である。本稿では、職業教育のあり方を、障害を有する青年（以下、障害青年）の学校から社会へのトランジション保障の観点から論じる。

1 トランジション保障の国際的動向

(1) OECD/CERIによる調査研究の概要

障害青年のトランジション問題は、日本も加盟しているOECD（経済協力開発機構）¹⁾が継続的に調査研究²⁾している。具体的には、OECD内に設けられたCERI（Centre for Educational Research and Innovation, 教育研究革新センター）が1978年に「障害青年のインテグレーションと成人・労働生活へのトランジション」をテーマとした行動計画に着手し、ついで1982～86年においては「学校から成人・労働生活へのトランジション」「障害青年

のアクティブな生活・人生」をテーマとした行動計画を実施した。調査研究は、「大人になる」とはどういう意味か・「成人の地位」とは何かを多面的に検討しつつ、加盟各国の実態把握からしだいにトランジションに関する国家施策の試行に移り、1986年にはオーストラリア・フランス・スウェーデン当局の協力のもとに国家施策の研究が行われた。さらには、障害青年個々人についてITP (Individual/Individualized Transition Plan, 個別移行計画) を策定することを含めて、トランジションを成功裡に行いような支援のあり方に焦点を当てていくようになる。それを解明するための主要な切り口は以下の3点³⁾であった。

- a 異なる行政部門や諸機関の権限の隘路を越えて、障害青年とその家族が自らのトランジションを管理するのに有効な情報や支援とは。
- b 個々人が、学校教育から訓練を経て労働生活や成人生活へと移行できるような継続した支援の効果的な提供方法とは。
- c 成人となることおよび最大限の自律に向けた一致目標での、青年期における教育、保健衛生、社会福祉、雇用といった諸政策・諸サービスの調整とは。

すなわち、一人ひとりのトランジションに即した①自己管理の促進、②縦断面における継続的・一貫的な支援、③横断面における諸サービスの調整・統合化に要約しうる。

(2) トランジションとは何か

OECD/CERIは、トランジションを「成人となること」として、①自律と自立、②生産的活動、③社交関係・地域参加・レクリエーションと余暇活動、④家庭での役割履行という4領域において幅広くトータルにとらえるようになっている⁴⁾。とりわけ、就労に限定せず生産的活動 (productive activity) としている点、および「青年期から成人期への移行の全局面を包含した概念枠組み」が不可欠であるとしている点は注目に価しよう。

そのうえで、トランジション過程を相互に関連しつつも相対的に異なる3つの段階、すなわち①義務教育の最終数学年、②継続教育と職業準備、③労働および成人生活の開始に時期区分している。年齢的には各国の教育制度などにより相違するであろうが、青年期の学校から社会へのトランジションとは14・15歳から20歳台半ば頃までにおよぶ継続的で持続的な営みとみなされている。

加えて、障害青年のトランジションを一人ひとりに応じて個別的にとらえようとしている。その背景には、「障害」を個人と環境との相互関連において把握しようとする国際的な動向がある。制約的なステレオタイプの「障害」認定を戒め、個々人が被っている「社会的不利 (handicap)」を明らかにし、「社会的不利」をもたらしている社会的諸条件を改善・充実することによって一人ひとりの可能性を最大限に追求する方向に転じようというのである。そこには障害者をサービス受給者からなんらかの生産的人材・納税者としてすることによって社会保障などのコスト削減をねらうOECDのしたたかな戦略もあるが、障害者の「完全参加と平等」を促進し実現するという観点から見ても積極面は大きい。OECD/CERIが「成人への権利 (the right to adult status)⁵⁾」という権利観に言及していることも注目に価しよう。

以上のようなトランジションの枠組みに立てば、職業教育はトランジション保障において不可欠な一領域および一ステップとなり、一人ひとりに即して最大限の可能性を追求する方向で、個々のニーズに応じて持続的に提供されねばならないことがわかる。

なお、社会諸制度の相違を越えて各国が共通してトランジションを成功させるための主要課題をOECD/CERIはつぎのように要約している。

〔出発点の多様性〕 学校教育を修了する状況 (通常の学級、特別学級、特別学校、病院、施設など) も年齢も異なる。

〔継続性〕トランジションの3段階で、さまざまな機関や専門家が別個に対処している現状である。3段階を継続した取り組みが可能か。

〔一貫性〕諸部門やサービス間で一貫したアプローチが可能か。

〔教育保障水準〕重度障害者にとっても、義務教育以降の教育や訓練が雇用や自立の促進に役立つことはもちろんである。アメリカやスウェーデンでは18歳まで教育を受けることが一般的であり、さらに少なくとも2～4年間の職業準備を行うが、他の国では16歳以降は1年ないし2年の教育を受けるにすぎない。

〔調整〕保健衛生、教育、社会サービス等や、公的活動とボランティア活動の、よりいっそうの調整・連携は可能か（とりわけ障害青年に身近な地方段階で）。

〔両親とトランジション〕可能な成人生活のイメージが形成できるように、専門家は時間をかけて両親にかかわる必要がある。両親、専門家、障害青年の三者の連携が不可欠である。

〔自己の意志表明と権利擁護〕「永遠の子ども（eternal childhood）」像モデルから脱却して、より積極的な成人像（自らの意志を表明し、自らに責任をもって行動することができる）に転換する必要がある。

〔個別的な発想〕障害カテゴリーに基づいたレッテル貼りではなく、いかに個々に応じてサービスを提供できるか。制約的な固定観念にとらわれずに、いかに、自らの財産を管理し必要な諸サービスを選択する成人の段階に各人が達しようと想定できるか。

こうした課題意識から、OECD/CERIでは障害青年個々のトランジションを保障するネットワークが模索されており、そのキーパーソンとなる職種の試行的配置が調査されている。

2 デンマークにおける Kurator 制度

OECD/CERIの報告に基づいて、ここでは「最も理想的なマネージメントに近い⁶⁾」と評価されているデンマークの Kurator（クラトール）制度の試みを紹介しよう。

（1）教育制度⁷⁾

〔義務教育〕

1975年制定・1976年施行の国民学校（Folkeskole）法によって小・中一貫の総合制学校制度が確立されている（図1）。義務教育はその国民学校が担っており、7歳（第1学年）～15歳（第9学年）の9年間である。就学義務ではなく、家庭での教育保障も認められているが、大多数が就学している。国民学校には、ともに任意就学の、1年間の就学前学級（1992年において6歳児の97.7%が入学、場合によっては5歳児から2年間⁸⁾）および1年間の第10学年（16歳、およそ3分の1が10学年に残る）が設置されている。

〔特別な教育（Special Education）〕

性・社会的出身・出生地・心身障害にかかわらず、すべての者が教育と訓練に対して同等の機会を有するとされている。「国民学校における特別な教育に関する文部省令」（1978年公布、1980年施行）により、障害児への特別な教育の管轄がそれまでの社会問題省（Ministry of Social Affairs）から文部省（Ministry of Education and Research）に移管され、県が重度障害児の教育に責任をもち、市町村がその他の障害児および特別な教育的ニーズをもつ子どもの教育に責任をもつことになった。義務教育段階では、教育的統合（特別学級を含む）が進んでいる⁹⁾。

〔義務教育以降の教育〕

義務教育以降の後期中等教育は分岐・複線型となっており、アカデミックコースと職業コースの二つに大別しうる。国民学校修了（第9学年ないし第10学年）段階で社会に出るのは約1割、そして90%台がなんらかの形で進学している（1/3がアカデミックコース、2/3が

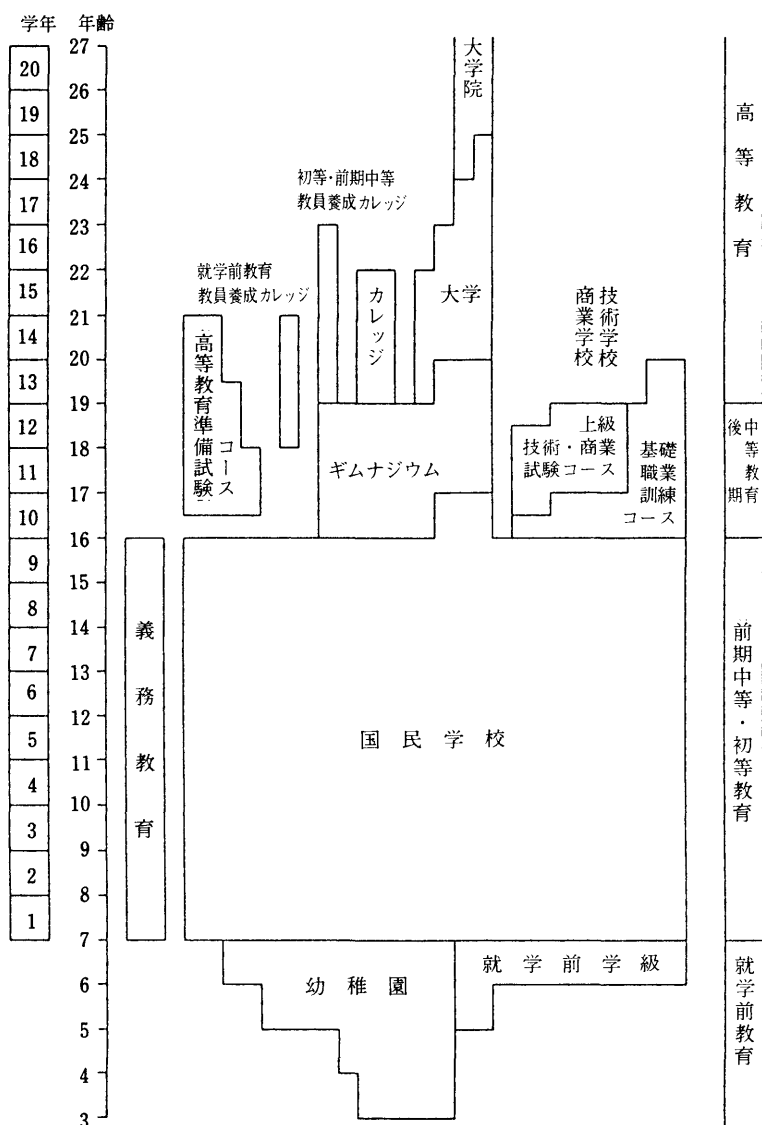


図1 デンマークの学校教育制度

出典 文部省編『諸外国の学校教育（欧米編）』大蔵省印刷局，35頁

職業コース）。

アカデミックコースを志望する者は、ギムナジウム（Gymnasium、修学期間3年、修了試験により高等教育進学資格（Studentereksamen）を取得）、高等教育準備試験コース（Højere Forberedelseseksamen、Uターン成人のための高等教育進学コースとして1967年に創設、成人を対象としたコースと国民学校修了者を対象にした2年間のフルタイムコース

〔ギムナジウムと併設〕とがある）を選ぶ。そして、さらには総合大学・総合大学センターなどの高等教育機関に進学する。

職業コースを志望する者は、商業学校・技術学校などの職業学校に進む。まず、職業学校の基礎職業訓練コース（約85の訓練職種がある、修業期間は最高4年）では、学校での理論的学習と企業などでの契約実地訓練とがサンドウィッチ状に交互に組み合わされており、学年の進行とともに訓練職種を選定していくようになっている。コース修了時には職人証明書取得試験などの修了試験が行われる。また、半年ないし1年以上の基礎職業訓練コースの後に選考を経て入学する上級コース（2年制）もある。この上級コース修了時には上級商業試験ないし上級工業試験が行われ、合格者は高等教育進学資格を取得する。関連の高等教育機関には工科大学や技術カレッジなどがある。

〔青年学校・継続学校〕

なお、図1に記載はないが、14～18歳の青年層を対象として、ほかに青年学校（市町村立）と継続学校（Efterskole、私立の寄宿制学校）があり、国民学校の第8～10学年に相当する教育を行っている。これらの学校は実用教科・実践的作業・障害児の特別教育（special education）などに特色をもち、希望すれば第8学年以降は青年学校や継続学校を利用して義務教育を修了することができる。国民学校の補完的機能を果たしてい

表1 デンマークの国民学校における履修教科

第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	第7学年	第8学年	第9学年	第10学年
デンマーク語	デンマーク語	デンマーク語	デンマーク語	デンマーク語	デンマーク語	デンマーク語	デンマーク語	デンマーク語	デンマーク語
算数/数学	算数/数学	算数/数学	算数/数学	算数/数学	算数/数学	算数/数学	算数/数学	算数/数学	算数/数学
体育	体育	体育	体育	体育	体育	体育	体育	体育	体育
キリスト	キリスト	キリスト	キリスト	キリスト	キリスト	キリスト	キリスト	キリスト	キリスト
美術	美術	美術	美術	美術	美術	美術	美術	美術	美術
音楽	音楽	音楽	音楽	音楽	音楽	音楽	音楽	音楽	音楽
		歴史	歴史	歴史	歴史	歴史	歴史	歴史	歴史
		地理	地理	地理	地理	地理	地理	地理	地理
		生物	生物	生物	生物	生物	生物	生物	生物
裁縫	裁縫	裁縫	裁縫	裁縫	裁縫	裁縫	裁縫	裁縫	裁縫
木工	木工	木工	木工	木工	木工	木工	木工	木工	木工
家政	家政	家政	家政	家政	家政	家政	家政	家政	家政
				英語	英語	英語	英語	英語	英語
						物理/化学	物理/化学	物理/化学	物理/化学
						社会	社会	社会	社会
						ドイツ語	ドイツ語	ドイツ語	ドイツ語
									フランス語
									ラテン語
							タイプ	タイプ	タイプ
							写真	写真	写真
							機械	機械	機械
							職業学習	職業学習	職業学習
							コンピュータ科学	コンピュータ科学	コンピュータ科学
週あたり20時間		週あたり22～27時間			週あたり28～34時間				

□ 学校が設けなければならない必修教科

■ 学校が設けてもよい必修教科

□ 学校が設けなければならない選択教科

■ 学校が設けてもよい選択教科

時程にはどのレベルにおいても週1回のディスカッションの時間を含まねばならない(クラス自由討論)

出典 Ministry of Education and Research, Denmark (n.d.), "Education in Denmark" (The Folke skole).

るといえよう。

〔成人教育〕

さらに成人教育には、普通課程成人教育 (Almen Voksen Uddannelse, 約75ヵ所の成人教育センターで受講) と国民高等学校 (Folkehøjskole, 人間性を磨くことに重きをおいた総合人間学校で18歳以上の成人が対象, 約100校) とがある。

(2) トランジション保障

デンマークには、障害青年に限らず、広く青年全般に継続的・持続的なトランジション保障の視点が認められる。

すべての子ども・青年は、義務教育から高等教育におよぶすべての学校教育段階を通して教育・職業ガイダンス (educational and vocational guidance, 進路指導) が受けられるよ

うになっている。また、ユースガイダンス法 (1981年) により、すべての青年は離学して2年以内ないし19歳までの間、訓練や雇用の可能性に関して居住市町村からガイダンスを受ける権利を有している。さらに、25歳までの青年に対する種々のガイダンスサービス (学校、ユースアドバイザー、社会サービス、雇用機関など) の調整・連携を図るために各市町村はユースチームを設けなければならないことになっている¹⁰⁾。

デンマークの青年は、教育制度上、義務教育 (国民学校) 修了時 (15歳) に、分岐・複線型の後期中等教育のいずれのコースをとるか等の「第一の選択」をし、後期中等教育修了時 (18～20歳ころ) に「第二の選択」をすることになる。ただし、大学卒業 (高等教育機関への進学は同年齢層の約15～20%) でなければ豊

かな生活が送れないというわけではなく、また、いつでもやり直しやキャリアアップが可能な生涯教育・生涯学習のお国柄と言われている¹¹⁾。

「第一の選択」に至る過程は、ゆっくりと準備されていく。

国民学校の学級規模は28人を越えてはならず、基本的に9年間をととして同一クラスメート・同一担任となっている。全国平均19人(教員総数対子ども比は10.3人)¹²⁾という少人数クラスにおける一貫した学級担任制が、個々人の能力・資質を見きわめ、総体的な成長・発達を促すと認識されている。国民学校の履修教科は、表1のように法律で定められている¹³⁾。第7学年までは必修教科を基本(点数評価も行わない)とし、第8～10学年で国民学校修了試験の対象となる教科の点数評価が始まり、選択教科も登場する。選択教科にはタイプ、写真、機械、職業学習、コンピュータ科学などがあるが、第8学年から利用が可能な前述の青年学校・継続学校は国民学校の枠を越えてこの選択の幅を広げる補完的機能を果たしているとみてよい。なお、職業学習には企業・工場などの見学や勤労体験を含み、労働生活および社会一般に関する知識や経験を獲得させることがねらわれている。また、学校外においても、国民学校の上級年齢からアルバイトを経験する子どもが少なくないという。

自己決定を促すガイダンスは、学校教育段階から重視されている。国民学校においても、教育・職業ガイダンスが第7～9学年で義務化されている(第10学年では選択)¹⁴⁾。その目的は、卒業後の教育・雇用の分野の現状や諸概念について理解し、継続教育や将来の職業に関する自己の可能性や種々の機会の選択可能性を知ることである。ただし、特設されるのではなく、おもには週に1度のクラス自由討論(学級活動)の一環において行われている。

後期中等教育は分岐・複線型となっているが、入学試験は通常行われず、それぞれの進学には

一定の成績以上で国民学校を修了していればよい。したがって、能力主義的に選別されるというよりは、3年制のギムナジウムに進むか、2年制の高等教育準備試験コースに進むか、もう1学年残って第10学年を修了するか、青年学校や継続学校で学ぶか、職業訓練コースや職業学校に進むか、その他に海外留学をしてみるか等々、十分なガイダンスと情報を得て青年自身が自らの意志に基づいてじっくりと選びとるのである。なお、後期中等教育機関にも生徒数に応じて学校カウンセラーが配置(訓練を受けた教師が兼任し、持ち時間の1/3を相談業務にあてる)されており、キャリア・ガイダンスなどを行う¹⁵⁾。

(3) Kurator 制度¹⁶⁾

Kurator は「障害青年のためのトランジションの専門職」とでも表現できる。しかし、Kurator は独立職ではなく、1～10学年の担当資格をもつ国民学校の教師が兼任するいわゆる「充て職」である。

1) 歴史

1953年に、特殊教育に「ガイド」を配置し、学習遅進児を適切な支援機関に結びつける仕事を行うべきであるとの勧告がなされたことにはじまる。1968年にはガイダンスの標準指針が整えられ、1971年に学校カウンセラーとしてKurator 職の兼務が公認された。

しかし、現在もKurator 職のための特別の養成課程や資格はない。とはいえ、ほとんどのKurator が教師資格に加えてガイダンスまたは特別教育のコースを修了している(1987年において140人のKurator がおり、うち110人が学校カウンセラーであり、30人がガイダンス教師を兼ねていた)。文部省は毎年2日間の日程で新人Kurator のための会議を開催し、またKurator の交流会を設けている。文部省の特別教育課には非常勤のKurator アドバイザーがおり、文部省に3日間出張し、所属自治体に2日間勤めて、中央と地方をつなぐ役目を

果たしている。なお、全国 Kurator 協会が設置され、隔年で集会を開催しているという。

文部省の Kurator 制度への評価は高く、特別教育を受けるすべての者に Kurator を拡充するための増員計画がある。しかし、現状では各校に配置されてはおらず、小規模の国民学校や市町村では合同配置となっている。Kurator の仕事内容は法定されているわけではなく、各校・各地の実態に応じて独自に立案されるが、ガイダンスチームとして活動することが多い。

2) ガイダンスチーム

学校カウンセラー、ガイダンス教師、ユースアドバイザーからなるチームによるガイダンス制度がすべての国民学校にある。それに、障害青年を担当する Kurator が参加することがある。

【ガイダンス教師】 1975 年の国民学校法で全校に必置とされた。仕事の内容は文部省の通達で定められており、7～10 学年（13～16 歳）の全生徒に対して教科目の選択・継続教育の機会・雇用の可能性に関するガイダンスを提供することである。勤労体験学習を企画したり、訓練機関や企業との連絡も行う。

【ユースアドバイザー】 前述のユースガイダンス法により、学校から継続教育ないし就労へのトランジションを容易にするために、青年に年 2 回のガイダンスを提供する。

【Kurator】 しかし、ガイダンス一般の教職員では専門的に対応できないので、障害青年のトランジション専門職としてさらに Kurator が配置される場合がある（ガイダンス教師やユースアドバイザーとの兼務を含む）。まずは特別学級に通う全生徒に責任をもち、場合によっては通常学級に統合されている障害青年の援助をすることもある（ガイダンスチームあてに両親および学校から文書依頼があれば、通常学級に統合されている障害青年に関してもトランジション保障の責任が Kurator に移管する）。さらに、学校を離れたあとにおいても、25 歳までの青年に対するガイダンスサービス

の調整・連携を図るためのユースチームに、Kurator を含めることもある。

いずれにしても、チームによる継続したアプローチが特徴的である。

3) Kurator の仕事

特別な養成課程や資格がないとはいうものの、Kurator が提供するガイダンスは雇用、訓練、余暇活動、家族関係、家計管理などをカバーするのであり、さまざまな分野にわたって幅広い知識を有していなければならない。さらに、ガイダンスに関する基礎知識・技能に加えて、「障害」に関する専門的理解も必要であり、多方面にわたる見識が求められている。実際、Kurator には経験豊富な教師が応募し、当該の学校や近隣社会をよく知っている教師が任命されているという。

Kurator の仕事の内容や関係する人々・事柄を例示すると以下のようである。

- a 学校教育関係；教科目の選択、職業オリエンテーション、勤労体験学習、職場実習、継続教育、教育補助金、青年学校。
- b 継続教育・訓練関係；継続学校、定時制学校、家政学校、職業学校、徒弟訓練、基礎職業訓練、半熟練労働者訓練校。
- c 労働関係；職業の選択、申し込み、照会、賃金、就労条件、職業相談員、雇用主、労働組合、関連法規。
- d 個別的事項；障害、家庭環境、家計、余暇、事故、兵役、社会保障、公的諸機関・諸サービス、社会福祉。

なお、Kurator が教員の「充て職」であることから、学校との連携は良好であるが、学級担任のなかには Kurator が担任の仕事に介入していると認識する者もいたという。これに対して、Kurator たちは特別な教育的ニーズをもつ子どもの問題について認識不足の学級担任もいると考えていた。

Kurator は、公立学校の児童生徒総数 2,000 人以上を基準に地方当局により配置される。そして、児童生徒総数の増加に応じて、ガイダン

ス等の仕事のために持ち授業時間数が削減される(2,000~2,500人が4時間, 2,501~3,000人が5時間, 以後1,000人増すごとにプラス1時間)。大きな市では, 生徒総数5,000人のエリアに1人のKuratorというところもある。なお, 特別学級数や障害児数を基準とはしていないので, 日本でよく見かけるように特別学級への在籍や障害の種類・程度の判別にこだわることはない。

4) オーデンセ市の事例

アンデルセンの生誕の地として有名なオーデンセは, 人口17万人である。1986-87学年度で, 42校の国民学校に就学前から第10学年まで17,000人の児童生徒がいた。学習遅進児の特別学級は6校に設けられており, 4人のKuratorが285人の特別学級生を分担していた。

オーデンセでのKuratorの1週間は, 月曜日の朝, 本務校の職員室で2時間を過ごすことから始まる。この2時間は, 担当生徒の家族・担任・関係者が週はじめに確実にKuratorと連絡のとれる時間帯である。ほかに, 週1回放課後に電話相談の時間が設けられている。

2時間の教育・職業オリエンテーションの担当が義務づけられているが, 通常は特別学級が通常学級で普通に教えている。Kuratorのための軽減時間には, 勤労体験学習に付き添ったり, 担当生徒を訪問する。また, 職場開拓をしたり, 関係者のネットワークづくりを進める。両親と連携を図るために, 家庭訪問も行う。

5) トランジションとKurator

国民学校の第7・8学年以降は, OECD/CERIのいうトランジションの第一段階である。したがって, Kuratorは第一段階においてトランジションの自己管理を促し, 必要な連携・調整を図るとともに, 第二段階へのスムーズな移行を促進する役割をもっていることになる。

国民学校では, 教育や職業についての自らの可能性を知り, 労働についてもある程度の知識

を得ることができるように, 教育・職業ガイダンスが学校教育の一環として行われる。そして, 第8~10学年の間に全生徒が工場・企業の見学や勤労体験(無給)を含む「職業学習(Vocational Studies)」を受ける。障害児については, Kuratorを含めて勤労体験等の可能性を討議し, 医師の診察も受けて, 両親の了解も得る。青年学校や技術学校の短期入門コースに出かけることもできる。勤労体験の間, Kuratorは職場訪問を行う。

さらに, 第10学年の特別学級生にのみ, 自信を育てたり就労機会を広げるために職場実習(有給)が行われる。形態としては, 毎日午前中は学校・午後は職場実習, 週3~2日は学校・2~3日は職場実習, 一定期間の集中実施など多様である。これらにも, Kuratorがかかわる。

3 日本における現状と課題

デンマークのKurator制度を日本に置き換えれば, 中学校に「障害児専門の進路指導主事」が「充て職」で特別に加配されているイメージとなろう。しかし, 仮に制度として日本の中学校に「障害児専門の進路指導主事」が加配されたとしても, 義務教育修了段階から「振り分けの就労・進路指導」を強化することであってはならない。国際的動向から学ぶべきは, 「完全参加と平等」を実質化する方向での権利思想を基礎とした「トランジション保障」の理念と取り組みである。日本における現状と課題をみておこう。

(1) 戦後における職業教育の変遷¹⁷⁾

戦前の実業教育は, それを担ってきた実業学校・青年学校・国民学校高等科の新制中学校(1947年~)および新制高等学校(1948年~)への再編に伴って, 単線型の中等教育制度のもとにおける職業教育として再出発した。

1949年には文部省設置法の制定に伴い文部

省に職業教育課が設けられ、また1951年には議員立法として産業教育振興法が成立した。同法により中央産業教育審議会(1952年～)が発足し、後に1953年制定の理科教育振興法による理科教育審議会(1954年～)と統合されて理科教育及び産業教育審議会(1966年～)となった。そして、1952年に設置された中央教育審議会とあわせて、職業教育・産業教育に関する主要な答申が出され、職業教育・産業教育の振興が図られた。

[中学校における職業教育]

学校教育法(1947年)において、中学校の教育目標の一つとして「社会に必要な職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと」(第36条)が明記された。1947年の『学習指導要領一般編(試案)』では、「職業科」が置かれ、ほかに「職業指導科」の特設も認められて

いた。しかし、中卒就労に向けて農・工・商などの個別の科目を学習する性格の残る「職業科」は、1949年には「職業・家庭科」に改められ、「実生活に役立つ仕事」を中心とした全般的な学習への転換が図られた。さらに、1958年から新たに「技術・家庭科」として位置づけられ、何度かの改訂を経て今日の男女共修へと至っている。

中学校においては、高等学校等への進学率の上昇とともに、しだいに職業教育の性格は弱まり、普通教育の一環としての「技術・家庭」教

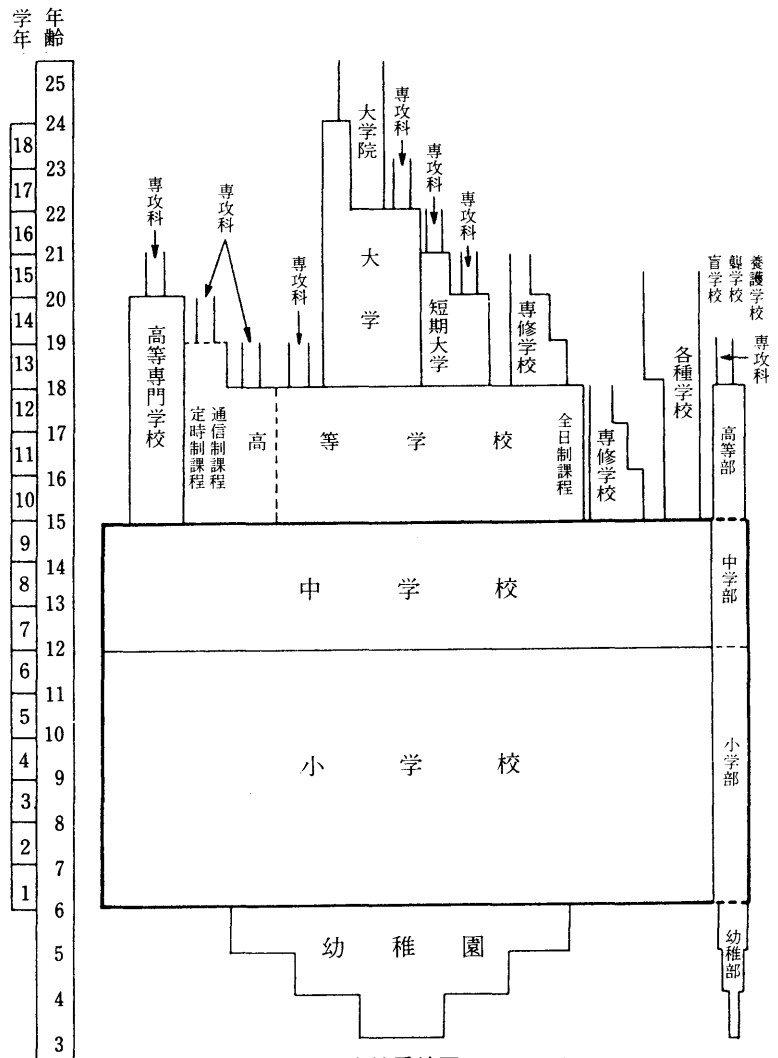


図2 日本の学校系統図(1992年度)

出典 文部省(1992)『学制120年史』ぎょうせい、772頁

育へと変遷している。

[高等学校における職業教育]

学校教育法において、高等学校の目的は「高等普通教育及び専門教育を施すこと」(第41条)とされ、教育目標の一つとして「社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な技能に習熟させること」(第42条)が明記された。そして、1948年の高等学校設置基準によって、普通教育を主とする学科と専門教育を主とする学科(農業・

水産・工業・商業・家庭・厚生・商船等の職業に関する学科)とに分けられた。その後、職業に関する学科はさらに増設され、1966年の中央教育審議会答申「後期中等教育の拡充整備について」を受けた多様化政策の結果、学科数は約250種類の多きに及んだ。しかし、1960～70年代において高校生の4割前後を占めた職業科の生徒数は、高卒後の進学率¹⁸⁾の上昇に伴って現在では2割台にまで減少している。

科学技術の進展や産業構造の高度化によって、職業教育はポスト中等教育段階、すなわち高等教育や継続教育の段階における専門教育へと比重を移している。これまでの大学(「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させることを目的とする」学校教育法第52条、学士の学位授与)・短期大学(「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成することをおもな目的とする」同第69条の2、準学士の称号授与)に加えて、高等学校と短期大学を併せた形の5年制の高等専門学校(「深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする」同第70条の2、準学士の称号授与)が学校教育法の1961年の一部改正で創設され、また同法の1975年の一部改正で発足した専修学校(「職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする」同第82条の2)にも高等学校卒業程度以上を入学資格とした専門課程(専門士の称号授与、1994年文部省告示第84号「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士の称号の付与に関する規程」)が整備されてきている(図2)。

【「特殊教育」における職業教育】

日本における職業教育のポスト中等教育化は、「特殊教育」の分野においても認められる。

盲・聾教育において職業教育は戦前から重要な地位を占めており、1923年公布の「盲学校

及聾学校令」では、盲学校および聾学校の目的は「普通教育ヲ施シ其ノ生活ニ須要ナル特殊ノ知識技能ヲ授クル」こととされた。この規定を引き継ぐ形で、盲・聾・養護学校は「幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施し、併せてその欠陥を補うために、必要な知識技能を授けることを目的とする」(学校教育法第71条)とされた。

ところで、1947年に制定された「あん摩はりきゆう柔道整復等営業法」により、従前の営業免許が資格免許となり、認定校や養成施設を卒業(義務教育修了後、2年ないし5年以上)したうえで都道府県知事の行う試験に合格しなければならなくなった。このような事情があって、盲学校では中学部ばかりでなく、戦後直ちに高等部、さらには専攻科(学校教育法第48条の準用)が設置された。聾学校においても戦後早期に高等部が設置されており、1951年度の高等部設置状況は盲学校59/76校(77.6%)、聾学校60/84校(71.4%)という高率であった。

1960年には盲学校および聾学校の高等部学習指導要領(文部事務次官通達、1966年には文部省告示化)が示され、また1966年には「盲学校及び聾学校の高等部の学科を定める省令」が制定され、職業教育の位置づけが職業に関する学科の設置および教育課程の編成において明確にされた。

養護学校の高等部に関しては、1953年においてはじめて北海道の私立養護学校に設置され¹⁹⁾、1957年に都立青島養護学校に公立の高等部第一号が開設されている。養護学校高等部の学習指導要領が告示されたのは1972年にとってである。しかし、1979年度の養護学校教育の義務化以降、希望者全員進学の実現をめざす全国の運動に押されて高等部の整備は急速に進み、1996年度における養護学校高等部の設置状況は570/797校(71.5%)となっている(ちなみに、同年度において盲学校61/71校(85.9%)、聾学校70/107校(65.4%))。

表2 盲・ろう・養護学校高等部(本科)の学科数および学科別生徒数

(1) 盲学校

区 分	普 通		保健医療		家 政		音 楽		その他		合 計	
	79年度	94年度	79年度	94年度	79年度	94年度	79年度	94年度	79年度	94年度	79年度	94年度
学科数(学科)	57	58	59	53	2	1	5	2	1	1	124	115
生徒数(人)	1,237	906	1,174	469	13	8	24	12	7	11	2,455	1,406

注) 高等部設置校 1979年度62校, 1994年度60校

(2) ろう学校

区 分	普 通		機 械		窯 業		産業工芸		デザイン		印 刷		金属工業		家 政	
	79年度	94年度	79年度	94年度	79年度	94年度	79年度	94年度	79年度	94年度	79年度	94年度	79年度	94年度	79年度	94年度
学科数	32	44	6	7	2	1	53	43	2	2	8	6	2	2	5	7
生徒数	823	929	67	65	7	6	568	350	33	22	91	57	27	15	47	22

区 分	被 服		理 容		美 容		クリニック		美 術		その他		合 計	
	79年度	94年度	79年度	94年度	79年度	94年度	79年度	94年度	79年度	94年度	79年度	94年度	79年度	94年度
学科数	62	43	28	21	6	2	4	1	2	1	2	5	214	185
生徒数	818	291	212	130	45	12	35	19	22	12	10	61	2,805	2,004

注) 高等部設置校 1979年度75校, 1994年度70校

(3) 養護学校

区 分	普 通		園芸→農業		生活関係		窯 業		インテリア		印 刷		工業関係	
	79年度	94年度	79年度	94年度	79年度	94年度	79年度	94年度	79年度	94年度	79年度	94年度	79年度	94年度
学科数	251	522	1	4	?	6	1	2	3	11	1	1	5	9
生徒数	10,785	27,586	16	117	?	135	54	53	65	355	28	41	194	299

区 分	商業関係		家 政		被 服		家庭関係		その他		合 計	
	79年度	94年度	79年度	94年度	79年度	94年度	79年度	94年度	79年度	94年度	79年度	94年度
学科数	3	3	2	9	3	2	1	1	3	18	274	588
生徒数	99	46	68	215	58	24	14	19	162	936	11,543	29,826

注) 高等部設置校 1979年度263校, 1994年度539校

文部省初等中等教育局特殊教育課『特殊教育資料』1979年度, 1995年度より作成

なお、職業に関連した教科として、中学部に技術・家庭科(精神薄弱養護学校にあっては職業・家庭科)、高等部に家庭、農業、工業、商業科(同じく職業、家庭、家政、農業および工業科)が認められている。

政策的にも、1982年の特殊教育研究調査協力者会議の報告「心身障害児に係る早期教育及び後期中等教育の在り方」および1996年の「盲学校、聾学校及び養護学校の高等部における職業教育等の在り方に関する調査協力者会議」の報告「盲学校、聾学校及び養護学校の高等部における職業教育等の在り方について」(以下、「職業教育等の在り方」報告)が出され、近年特に高等部本科および専攻科における職業教育の拡充がうたわれている。この点について、高等部本科の学科数および学科別生徒数

(表2)、高等部本科において普通科の占める状況(表3)、高等部本科卒業者の進路(表4)、高等部専攻科の学科別設置数(表5)をもとに、最近の特徴を示そう。

盲学校では専攻科等への進学率が約50%となっている。特に「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」(以下、あ・は・き法)の1989年の改正により国家資格試験に移行してから専攻科教育へのニーズがさらに高まり、高等部本科では普通教育を重視し、専攻科(2~3年制)で専門教育を施す方式が主流となってきている²⁰⁾。

学科が多様である聾学校でも、高等部本科において普通科の占める割合がしだいに上昇している。聾学校では専攻科の修業年限が1~2年と短いために、高等部本科の前半までは普通教

表3 盲・ろう・養護学校の高等部(本科)において普通科の占める状況 (%)

区分 学校	設置校率 (普通科設置校数/ 高等部設置校数)		学科数占有率 (普通科数/高等 部本科学科総数)		生徒数占有率 (普通科生徒数/高 等部本科生徒総数)	
	1979年度	1995年度	1979年度	1995年度	1979年度	1995年度
盲学校	92	97	46	50	50	64
ろう学校	43	63	15	24	29	46
養護学校	95	97	92	89	93	92

表5 盲・ろう・養護学校高等部の学科別専攻科数 (1994年度)

学 校	学科ごとの専攻科数
盲学校	普通1, 理療57, 保健理療25, 理学療法5, 音学2, その他
ろう学校	普通7, 機械3, 窯業1, 産業工芸14, デザイン2, 印刷4, 金属工芸1, 家政1, 被服16, 理容17, 美容2, 歯科技工3, 美術1, その他4
養護学校	普通5

文部省初等中等教育局特殊教育課「特殊教育科」1995年度より作成

表4 盲・ろう・養護学校高等部(本科)卒業者の進路

区 分		卒業者 A	進 学 者				教育訓練機関等入学者					就 職 者		無業者等	
			大学等	専攻科	計・B	B/A	専修学校	各種学校	職業訓練	計・C	C/A	D	D/A	E	E/A
盲学校	1979年度	931	18	430	448	48.1%	4	12	18	34	3.7%	349	37.5%	100	10.7%
	1994年度	465	18	219	237	51.0	1	2	15	18	3.9	74	15.9	136	28.2
ろう学校	1979年度	941	1	316	317	33.7	11	38	48	97	10.3	489	52.0	38	4.0
	1994年度	620	38	206	244	39.4	16	1	55	72	11.6	252	40.6	52	8.4
養護学校	1979年度	3,013	46	24	70	2.3	16	62	389	467	15.5	1,316	43.7	1,160	38.5
	1994年度	9,713	26	44	70	0.7	58	17	246	321	3.3	2,938	30.2	6,384	65.7

文部省初等教育局特殊教育課「特殊教育資料」1979年度, 1995年度より作成

育を重視し、後半から専門教育別にコース分けを行って無選抜で専攻科に接続させるところが増えている²⁰⁾。

盲・聾学校の高等部は、「あ・は・き法」「理容師法」「美容師法」「歯科技工法」「理学療法士及び作業療法士法」などとも関連しており、各養成施設等の指定も受けている。三療への晴眼者の進出、各職業の専門性の高度化、国家資格試験制度の導入等によって、盲・聾学校における職業教育も高度化・専門化へと向かいつつある。

一方、養護学校の高等部に関しては普通科の占める割合が圧倒的であり、職業に関する学科の必要な整備はこれからの課題であるが、実際にはこれまでも普通科で「作業学習」等が行われたり、職業コースや職業科目を設けるところも出てきている。ただし、冒頭に述べたように養護学校中学部および中学校75条学級卒業者の進学率がおのおの90%台・80%台に達するのは時間の問題とみられ、高等部のさらなる整備および高等学校への75条学級の開設等が課

題となっている。また、継続教育を充実する一方策として、「職業教育等の在り方」報告も課題として挙げているように、現在は私立校にしかない専攻科の公立養護学校における整備が急務といえよう。

OECD/CERIによる障害青年への教育保障水準の指摘に従えば、総じて日本も、アメリカやスウェーデンのように「18歳までの教育保障が一般化し、さらにその後に数年の職業準備教育を行う」方向にあるとみなしうる。

(2) トランジションの日本の特質

ところで、今日に至るまで職業教育は少ない問題点を抱えてきた。障害青年に限らず、高卒者のトランジションには「新規学卒者主義」「学校による職業斡旋」という日本の特質が存在する。すなわち、個人的に市場メカニズムに頼る欧米に比して、日本では卒業前から学校を通じて職さがしをする者が最も多く、しかも同学年の卒業者が4月1日にいっせいに就職する²¹⁾。日本では、障害児教育の現場を含め

て、職業安定法による学校への職業安定業務の一部委任に基づき、学校が職業紹介・職業斡旋に深く関わっている。そのこと自体には積極面も少なくないが、学校間で就労を競い合う状況下にあっては、就職レースに遅れをとることを恥とする風潮が強く、教育の一環として他律的・選別的なジョブマッチングを行う傾向にある。学校から社会への移行を「瞬間移動」ととらえがちな日本では、「なんとしてでも卒業までには」と「生徒のため」を思うあまりに、就労（または進学）第一主義となり、社会適応主義の追い込み教育に陥りやすい。また、企業・事業所側はOJT（On the Job Trainig）重視であるにもかかわらず、基礎的・汎用的な職業教育ではなく先取的な完成教育をめざしやすい。

「特殊教育」においても、職業に対する基礎的な能力の獲得や技能の習得をめざす代わりに、返事や挨拶ができること、8時間労働や立ち仕事に耐えられる体力など、「素直さ」や「耐性」の形成がめざされてきたことは記憶に新しい。

しかし、トランジションとは、進路を自己決定するプロセスを通じて、自らを社会化するとともに個性化し確立していく営みでもある。トランジションを学校から社会への「瞬間移動」とみず、青年期における自己確立への発達過程とみて支援する体制が重要であろう。職業教育は、発達の視点に立った進路指導と相補的に取り組まれて意味をなすといえよう。

（３）進路指導における発達の視点

ところで、デンマークの事例でみたように、職業指導をガイダンスの一環として学校教育に位置づけていこうとする方向は、わが国にも認められる。

戦後当初、職業指導は中学校では特設教科とされていたが、高等学校では教科外活動のホームルームの中に位置づけられていた。その後、1957年の中央教育審議会答申「科学技術教育

の振興方策について」において「進路指導」という呼称が登場し、1958年（中学校）および1960年（高等学校）の学習指導要領の改訂において進路指導（特別活動やホームルームの一環）とされた。今日、進路指導は特別活動に限定せず、学校の教育活動全体を通じて計画的・組織的に行われるものとされている。

また、1953年の学校教育法施行規則の一部改正に伴って配置が法的に裏づけられた「職業指導主事」は、1971年の同施行規則の一部改正において「進路指導主事」へと改称され、現在では、「校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる」（学校教育法施行規則第52条の3）ことを職務とした進路指導主事が、教諭の充て職ではあるが、中学校、高等学校および盲・聾・養護学校の中学部・高等部に必置とされている。

進路指導で注目されるのは、職業選択を個人の成長・発達における継続的な過程としてとらえるキャリア発達（career development）²²⁾の考えが導入されるようになってきていることである。「キャリア」の概念は、単に「経歴」「職業」という意味ではなく、個人の生涯にわたる連続的過程（過去―[経歴]―現在―[進路]―未来）としての広がりをもつとともに、職業を含む生き方や余暇・生活様式などの諸側面をも含む幅広いものであるとされる。そして、自己概念（self-concept）の深化や自己開発（self-development）と深く連関しているという。

発達保障の視点に立った職業教育と進路指導の実践を、青年期教育の一環として創造していくことが肝要であろう。なお、本論で取り扱ったトランジション保障とは、生涯にわたる市民・職業人・余暇人・家庭形成者などといった人間としての複合的なキャリア発達における青年期のライフステージに着目した課題とみなすこともできよう。

注

- 1) ヨーロッパ経済協力機構を前身として1961年に発足。加盟国代表による理事会が最高機関で、その下に執行委員会、事務局がある(本部はパリ)。加盟国は、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ノールウェイ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、イギリス、アメリカの当初加盟20カ国に加えて、追加加盟の日本(1964年～)、フィンランド、オーストラリア、ニュージーランド、メキシコ、チェコ共和国、ハンガリー、ポーランド、韓国の1996年度で29カ国である。
- 2) OECDのトランジション研究については、目黒輝美氏の学会発表を参考にした(目黒輝美[1996]「欧米におけるトランジション」『特別なニーズ教育とインテグレーション学会 第2回研究大会発表要旨集録』)。なお、OECD/CERIのこれまでの調査研究の成果は、タイトルを和訳して示すと、(1983)『障害青年の教育—学校から労働生活へのトランジション』、(1986)『義務教育以降の教育と訓練』、(1986)『障害を有する青年—成人への道程』、(1988)『障害青年—成人への権利』、(1991)『障害青年—学校から労働へ』などの出版物、(1987)「障害と制約された機会」などの論文にまとめられている。
- 3) OECD/CERI(1991), *Disabled Youth : From School to Work* (p.3)。
- 4) Ibid. (pp.9-11)。
- 5) OECD/CERI(1988), *Disabled Youth : The Right to Adult Status*。なお、本書の結論部分においては、国際障害者年・同世界行動計画・「障害者の十年」について特に言及し、「完全参加と平等」を理念にとどめるのではなく具体的に実質化すべきことを強調している。
- 6) OECD/CERI(1991), op.cit. (p.67)。
- 7) デンマークの教育制度に関しては以下の文献を参照した。鈴木昭博(1995)「デンマーク」(文部省『諸外国の学校教育 欧米編』)大蔵省印刷局、磯西潤子(1982)「デンマーク」(海外教育事情研究会『新しい世界の学校教育』)第一法規、小杉山礼子(1992)「デンマークの『成人教育』」『社会教育』47(8), Ministry of Education and Research, Denmark(n.d.), "Education in Denmark", (1992), *Education in Denmark : A Brief Outline*。
- 8) 鈴木(1995) p.34。
- 9) 1983-84学年度で、国民学校の総授業時数の16%を特別な教育は占めていた(Gia Boyd Kjellen [1991], "The Kurator System in Denmark"(p.19), *Disabled Youth : From School to Work*, OECD/CERI)。なお、重度障害児の教育機関別の比率は、およそ通常の学級に1/4、特別学級に1/4、県立の特別学校に1/2といわれている(Ministry of Education and Research, Denmark [1992], op.cit. [p.9])。
- 10) Ministry of Education and Research, Denmark(1992), op.cit. (p.24), Gia Boyd Kjellen (1991), op.cit. (p.18, p.20)。
- 11) 小島ブンゴード孝子・澤渡夏代ブランド(1996)『福祉の国からのメッセージ』丸善, pp.46-76。
- 12) Ministry of Education and Research, Denmark(n.d.), op.cit. (The Folkeskole)。
- 13) 1994年の国民学校法の改正により、英語を従来より1年早く第4学年から開始したり、週あたり最低授業時数を1~5単位時間(1単位時間は45分)増やすなどしたという(鈴木[1995] p.34)。
- 14) Ministry of Education and Research, Denmark(n.d.), op.cit. (The Folkeskole)。
- 15) Ibid. (General Upper Secondary Education)。
- 16) Kurator 制度に関しては, Gia Boyd Kjellen (1991), op.cit.。
- 17) 戦後における職業教育の変遷に関しては以下の文献を参照した。文部省(1972)『学制百年史』帝国地方行政学会、文部省(1992)『学制百二十年史』ぎょうせい、文部省(1966)『産業教育八十年史』大蔵省印刷局、佐々木享・近藤義美・田中喜美(1994)『改訂版 技術科教育法』学文社、佐々木享(1995)『日本の教育課題 第8巻 普通教育と職業教育』東京法令出版、文部省(1978)『特殊教育百年史』東洋館出版、荒川勇・大井清吉・中野善達(1976)『日

本障害児教育史』福村出版。

- 18) 1996年3月の高等学校新規卒業者の進路状況（文部省〔1996〕『平成8年度 学校基本調査報告書』大蔵省印刷局）は、大学等進学者（通信教育部を含む）が39.0%（短期大学本科への進学者は13.3%）、専修学校専門課程進学者が16.9%、専修学校一般課程（入学資格を定めない課程）進学者が13.0%、就職者（進学者のうち就職している者を含む）が24.3%、無業者が7.5%となっており、学校教育法第1条に規定する「学校」には含まれない専修学校が今や短期大学よりも大きな進学者の受け皿となっている。高等学校卒業段階で就職する生徒は約4分の1にまで減少しており、大学・短期大学及び専修学校への進学者は実に68.8%にものぼっているのである（浪人進学者を加えるともっと増える）。
- 19) かつて『学校基本調査報告書』の記載からこのことを指摘した際に、その養護学校が「札幌報恩学園と推定される」（拙著〔1996〕『「特殊教育」行政の実証的研究』京都法政出版, p. 178）と注記したが、名古屋恒彦氏（千葉大学

大学院）らのご指摘により「私立新塾藤学園（病弱養護学校）」であることが判明した。ここに拙著の誤りを訂正したい。

- 20) 拙著（1996）の第II部第5章「盲・聾学校における高等部入学者選抜の実態」。
- 21) 荻谷剛彦（1991）『学校・職業・選抜の社会学』東京大学出版会、乾彰夫（1990）『日本の教育と企業社会——元的能力主義と現代の教育＝社会』大月書店。
- 22) 藤本喜八・中西信男・竹内登規夫編（1988）『進路指導を学ぶ』有斐閣、日本進路指導学会編（1996）『キャリア・カウンセリング』実務教育出版、神谷孝男（1991）「生涯発達とキャリアの選択—キャリア発達と進路指導—」『教育と医学』第39巻第9号、中石誠子（1996）「キャリア発達理論の生成とその発展—キャリア開発との関連で—」『生涯学習・社会教育学研究』第20号、金熙哲・三沢義一（1990）「アメリカにおける障害児のキャリア・ディベロップメントに関する研究動向」『特殊教育学研究』第28巻第3号、など。